

活かしてナンボの会計

役員報酬の決定方法とコーポレートガバナンス

■ 税理士法人 袖野会計

- ・代表社員 公認会計士・税理士 袖野守康
- ・社員 公認会計士・税理士 北爪功一

税理士法人袖野会計は、中堅・中小企業の税務会計業務のほか、経営改善、組織再編、事業承継、資金調達、会計システム導入、企業価値評価、事業再生などの支援業務を多数手掛ける。税務会計の処理代行だけでなく、企業に求められる財務戦略や経営企画の立案及び実行支援も行っている。株式会社の社外取締役・監査役、公益法人の監事等にも在任。(〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル2階 TEL.028-651-3460 (代表) FAX.028-651-3461 URL : <http://www.sdncpa.or.jp> E-mail : soumu@sdncpa.or.jp)



1. コーポレートガバナンスと役員報酬

ゴーン氏が、自らの報酬を独断で決めていたことについて、その金額が多額であることだけでなく、日産における役員報酬の決定方法を含めたコーポレートガバナンスについても問題視されていることを前回本稿で紹介した。

コーポレートガバナンスとは、企業統治のことであり、企業経営を監視する仕組みをどのような形で企業内に設けるかということがその課題となる。法律違反等の不正行為を防止し健全性を保つだけでなく、競争力を高め収益性を向上させ、持続的な成長を図る観点からも、コーポレートガバナンスはその在り方が議論されている。

会社法上、コーポレートガバナンスについて中心的な部分となるのが、株主総会、取締役及び監査役等の会社の機関に関する法規制である。株式会社は、本来、多くの資本を集める大企業を想定したものであったが、現実には、個人商店等の小規模企業から、売上規模が一兆円を超える大企業まで、大小様々な規模の会社が株式会社として混在することとなったため、旧商法は、現実にはそぐわないものとなった。そのため、現行会社法においては、様々な規模の会社の事情に適した機関構成を選択できるようになっている。

会社法上、選択可能な機関構成は、次の10通りである。

- ① 株主総会+取締役(+代表取締役)
- ② 株主総会+取締役(+代表取締役)+監査役
- ③ 株主総会+取締役(+代表取締役)+監査役+会計監査人
- ④ 株主総会+取締役会+代表取締役+監査役
- ⑤ 株主総会+取締役会+代表取締役+会計参与
- ⑥ 株主総会+取締役会+代表取締役+監査役会
- ⑦ 株主総会+取締役会+代表取締役+監査役+会計監査人
- ⑧ 株主総会+取締役会+代表取締役+監査役会+会計監査人
- ⑨ 株主総会+取締役会+代表取締役+監査等委員会+会計監査人
- ⑩ 株主総会+取締役会+三委員会+執行役+会計監査人

(注)「⑩」においては、会社の代表者は、代表執行役であり、三委員会とは、指名委員会・監査委員会・報酬委員会の三つの委員会である。

「⑩」の機関を選択した会社は、会社法上、「指名委員会等設置会社」と称されており、役員報酬は、報酬委員会で決定されることとなる。しかも、その委員の過半数は、社外取締役でなければならないこととされている。

日産が、指名委員会等設置会社であったならば、ゴーン氏が自らの報酬を独断で決めることはできず、また、株主総会での取締役の選任を経て、指名委員会において役員人事が協議決定されるので、経営者の暴走を止められた可能性は十分あったのではないかと考えられる。

2. 中堅中小企業の役員報酬の決定方法

指名委員会等設置会社では、上記の通り、報酬委員会で報酬を決定するので、取締役のお手盛りの弊害がないことから、報酬についての定款規定又は株主総会決議は不要であるとされている。

指名委員会等設置会社は、会計監査人を選任すれば、会社規模(大会社か否か)にかかわらず、また公開会社であるか否かにかかわらず、採用可能である。しかし、会計監査人を選任すると、監査費用以外にもその実務的な対応も大きな負担となるので、現実的には選択することは経済合理性の観点から問題がある。

したがって、自身の会社に適した機関構成を選択し、株主総会において、①確定報酬額の金額、②不確定報酬の場合はその具体的な算定方法、③金銭以外を支給する場合はその内容を上程し、承認決議を経たうえで、取締役会又は取締役全員で各人別の配分を決定することが現実的である。

各人別の配分の決定にあたっては、優秀な経営者を社内のみならず社外からも登用し、経営に専念させるためには、役員への処遇に関してその透明性が要求されるので、役員報酬規程の作成や任意で報酬委員会を設置する等、少なくとも報酬の決定は、代表取締役の一存でない形とするべきである。